

令和 2 年第 6 回都城市議会定例会付議事件名表（議員提出議案）

番号	件 名	頁
7 号	30 人学級の推進及び小・中学校の ICT 環境に関する意見書	1

議員提出議案 第7号

30人学級の推進及び小・中学校のICT環境に関する意見書

提出先 
衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 財務大臣
文部科学大臣 内閣官房長官

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり
都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和2年12月16日提出

提出者	都城市議会議員	<u>山内 いとく</u>
賛成者	〃	<u>榎木 智幸</u>
賛成者	〃	<u>佐藤 紀子</u>
賛成者	〃	<u>徳留 八郎</u>
賛成者	〃	<u>川内 賢幸</u>

都城市議会議長 江内谷 満義 様

30人学級の推進及び小・中学校のICT環境に関する意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子ども達の豊かな学びを実現するため、教材研究や授業準備の時間を十分確保することが不可欠であるにもかかわらず、日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数も、教員1人当たりの児童生徒数も多い状況にある。また、障がいのある子ども達に対する合理的配慮への対応、日本語指導などを必要とする子ども達への支援、いじめ・不登校の課題、小学校においては新学習指導要領に移行するため外国語教育実施に必要な授業時間数の調整など、授業時数や指導内容も増加している。

今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、Society5.0時代の中、誰一人置き去りにすることなく全ての子どもたちの多様な個性と可能性が発揮されることが求められる。そして、「GIGAスクール構想」のもとでの1人1台端末の効果的な活用とともに、現場で活用できる教材作成システムや個別学習支援システム、学習履歴等のデータを分析するために必要なシステム、公務支援システムの体制等を整備し、すべての子ども達の学びを保証することができる環境整備を行うことが重要である。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、子ども達が全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが当然でなければならない。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置し、一人ひとりの子ども達へのきめ細かな対応や、学びの質を高める教育環境を実現するため、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図ることが必要である。

以上を踏まえ、義務教育段階において、個別最適な学びを実現するため、下記事項のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 30人学級の取組を段階的かつ計画的に進める観点から、義務標準法を改正し、基礎定数及び加配定数の改善を図り、財政措置として、義務教育費国庫負担の拡充を図ること。
- 2 義務教育段階のICT環境の整備をさらに進め、教育支援システムの整備とともに、活用する人材の育成、各地域や学校の実情に応じた支援の在り方を検討すること。
- 3 教員の質を確保するとともに、地方公共団体が所要の教職員及び教室の確保に見通しをもって計画的に取り組むことができるような方策を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月16日

宮崎県都城市議会